平成２９年（フ）第１１２１号
愛知県小牧市中央３丁目196番地　セントラルマンションⅢ１－Ｄ号、従前の住所愛知県小牧市応時３丁目266番地１　プラウド小牧口1001号
債務者　植岡　一仁
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５９０号
名古屋市北区黒川本通５丁目31番地の２　ツインスクエア302号
債務者　佐**藤**　英典
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６０号
名古屋市守山区上志段味字洞田1138－４　Ｄ－ｒｏｏｍ　Ｒｉｃｏ　102号、住民票上の住所愛知県春日井市大手田酉町３丁目12番地８　グランドメゾンフォーリーフ102号
債務者　松本　芳子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５１６号
埼玉県朝霞市三原３丁目５番１号
債務者　原田　昭二
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６２号
さいたま市浦和区仲町３丁目２番22―503号
債務者　茂木　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６９号
埼玉県加須市外川448番地２　ヴィラコールワタナベＡ101、旧住所埼玉県加須市騎西897番地68
債務者　斎藤　重男
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７０号
埼玉県加須市外川448番地２　ヴィラコールワタナベＡ101、旧住所埼玉県加須市騎西897番地68
債務者　斎藤　敏代
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１８号
さいたま市緑区東浦和２丁目19番地２　インパレス301
債務者　熊谷　友美（旧姓時任）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５８号
埼玉県草加市金明町245番地２　ツインハイツⅠ―305号
債務者　阿部　広高
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１０１号
札幌市西区発寒２条５丁目５番15―205号
債務者　塩田　篤大
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１８号
札幌市東区東苗穂11条２丁目20番27号　こま草ハイツ101号
債務者　三本木睦子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２３号
札幌市北区麻生町４丁目８番８号　グランステージ麻生Ⅱ201号
債務者　土井　則幸（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７１号
札幌市白石区北郷３条５丁目５番25号　パークハイツ103号
債務者　小川　光子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７９号
札幌市白石区菊水元町７条４丁目２番８号　第３富樫コーポラス101号
債務者　畑中佐保吏
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１９８号
札幌市手稲区新発寒４条４丁目９番７号　アドヴァンス新発寒103号
債務者　高山　くみ
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３号
北海道富良野市北の峰町４番38号　マンションロゼⅡ３号
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３９号
愛知県岡崎市藤川荒古１丁目12番地12　ラクーン　201、前住所愛知県岡崎市蓑川新町２丁目５番地１　エバーシティ京Ⅰ　205
債務者　橿本　侑志
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係